

議案第 16 号

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例

橋本市特別会計条例(平成 18 年橋本市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。 (1)～(7) 略	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。 (1)～(7) 略 (8) <u>指定訪問看護事業特別会計 指定訪問看護事業</u>

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。